

手続きチェックシート お子さまが生まれたときの手続き

R8.5

※ 出生届提出後、以下の項目で該当するものについて、各窓口で手続きをお願いします。

(手続きに必要な書類等は、各窓口にお問合せください。)

※ このシートで例示した以外の手続きが必要な場合があります。

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
国民健康保険		生まれたお子さまが国民健康保険に加入される場合 ※出産された方が国民健康保険に加入されている場合は、 ①出産育児一時金の手続きが必要となる場合があります。 ②産前産後期間の減額の届出ができます。	1階 3番	市民総合窓口室 (保険年金担当)
国民年金		出産された方が国民年金に加入されている場合(第1号被保険者の方)は、産前産後期間の免除の届出ができます。	1階 2番	市民総合窓口室 (保険年金担当)
児童手当		必ず手続きが必要(出生後15日以内) 公務員の方(一部の方を除く)は勤務先で手続をしてください。 *児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課分室(京都市役所北庁舎)にて行っていますが、区役所・支所においても申請書等を提出していただけます。 *マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン申請も可能です。	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)
子ども医療		子ども医療費の支給を希望される方 (中学校3年生までの子どもが対象です。) *対象となるお子さんの保険資格情報が確認できる書類等 (マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等)をもって速やかに手続をしてください。		
ひとり親家庭等医療		申請される場合はご相談ください。 *資格、所得制限等一定の要件があります。		
児童扶養手当		申請される場合はご相談ください。 *資格、所得制限等一定の要件があります。		
出生通知書		出生通知書を出されていない方 母子健康手帳に添付されている出生通知書(はがき)を郵送又は持参	西庁舎 1階 18番	子どもはぐくみ室 (子育て相談担当)



北区公式LINEでも
子育て情報等を配信中!

京 都 市 北 区 役 所

〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33番地の1

(代表番号) 075-432-1181

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出しください。

